



虐待の種類とその特徴

4つのタイプがあり重複もあります。繰り返し行われることも特徴です。

身体的虐待（せっかんや暴力）

なぐる、蹴る、冬に戸外にしめ出す、異物を飲ませる、逆さづりにする、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、火傷など

性的虐待（わいせつな行為）

子どもの性器を触ったり、性器を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

ネグレクト（放置や養育拒否）

家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を自動車内や家に残したまま度々外出する、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、子どもを遺棄するなど

心理的虐待（無視や言葉の暴力、DVなど）

「産まなきやよかったです」「死んでしまえ」などの言葉、おびえるほどの叱責、無視、拒否的な態度、他のきょうだいと著しく差別する、子どもが同居する家庭で配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、略して「DV」）が行われるなど

- など
- 表情や反応が乏しく笑顔が少ない。
おびえた泣き方をする。
- いつも不潔な状態にある。
家に帰りたがらない。
- 身長や体重の増えが少ない。
不自然な傷がある。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる。
落ち着きがなく、過度に周囲を警戒する。
- いつも空腹で、食べ物を与えると
むさぼり食べる。

「子ども虐待」って、何だらう？

「児童虐待の防止等に関する法律」によると、子ども虐待は「子どもの人権を著しく侵害するもの」「子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるもの」「将来の世代の育成に懸念を及ぼすもの」として、子どもの権利を侵害する行為であると規定しています。

また、子どもの親権を行う者は「子どもが心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有し、できる限り子どもの権利を尊重するよう努めなければならない」「しつけに際してその適切な行為に配慮し

なければなりません」、「子ども虐待に係る暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責任を逃れることはできない」と規定し、親権による虐待を違法行為として明文化しています。

しつけと虐待の違い

子ども虐待の見極めをする時に「虐待なのか、しつけなのか」の判断に迷う事や、虐待している人から「しつけのためにしている」と言われる事があります。しかし、しつけと虐

待は同じ延長線上にあるものではなく、質的に違うものです。

「しつけ」とは、子どもが自分で

行動をコントロールする力をつけるための行為であり、「虐待」とは、

保護者の意図や思いに関わらず、子

どもの健全な成長を阻害する不適切な扱いをいいます。例え保護者が「しつけ」とうえでいても、子どもの立場から判断します。虐待は子ども

に対する悪影響の有無を最優先して

判断しますが、見極めは難しいもの

です。判断に迷つたら疑いでも通告

してください。

虐待のサイン

- 「ちょっとおかしいな」と感じたら、迷わず相談機関に連絡してください。ちょっとした「目配り」「気配り」で子どもを虐待から救えます。
- 「ちょっとおかしいな」と感じたら、迷わず相談機関に連絡してください。ちょっとした「目配り」「気配り」で子どもを虐待から救えます。
- 表情や反応が乏しく笑顔が少ない。
おびえた泣き方をする。
- いつも不潔な状態にある。
家に帰りたがらない。
- 身長や体重の増えが少ない。
不自然な傷がある。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる。
落ち着きがなく、過度に周囲を警戒する。
- いつも空腹で、食べ物を与えると
むさぼり食べる。

つないでほしい「子ども虐待」

知つてほしい「子ども虐待」

平成18年7月5日、市内で当時2歳の女児が保護者の虐待により幼い命を奪われる事件が発生しました。市では、このような悲劇を一度と繰り返さないために、そして、このまちに住む子どもが安全な環境で安心して暮らせるように、全ての家族・親子があたたかい関係を築けるように、市民の皆さんや関係機関とともに「子ども虐待」を防止するための取り組みを決意を持つて進めています。事件から2年が経ちました。改めて子ども虐待とは何か、そして防止に向けて取り組んでいくこと、お願いしたいことについてお知らせします。

守れなかつた命を見つめて

